

## 感染症に対応した避難所の運営について

事務局 災害対策部

### スペースの確保と換気の実施

- ①段ボールベッド等の簡易ベッドとパーテーションを用いたゾーニングを行うことで、感染防止を図る。家族間の距離 1m 以上、ベッド間 2m 以上、ベッドの高さ 35~37cm 以上の確保を目安とする。トイレや手洗い場など集合スペースへの動線を明確にし、避難者同士のすれ違いを避ける。
- ②発熱者や災害時要配慮者用の専用スペースを別の隔離された場所に設置、可能な限り個室とし、専用のトイレを確保することが望ましい。食事や物品の受け渡しも、スタッフとの直接接触を避ける。避難所の食事場所では互いに向き合わないように椅子を配置し、対面しないレイアウトにする。また避難所内 2 方向の窓やドアを開けて空気の流れを作り、30 分に 1 回以上の換気を行う。

### 避難所の衛生環境の確保

- ①手指衛生や咳エチケットなど、基本的な感染予防対策（スタンダードプリコーション）を徹底し、出入口や集合スペース、食事スペースに手指衛生用のアルコールを設置する。
- ②避難所運営スタッフの担当をブロックで分け、担当外の接触は避け、避難者との連絡も電話や SNS を活用し、事務所への往来も極力減らすような工夫を行う。

### 感染症が疑われる避難者の対応

- ①感染症が疑われる避難者は、サージカルマスクを着用し、一般避難者とはゾーン、動線を分ける。専用のスペースを個室にするとともに、専用のトイレを確保する。同じ徴候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切る等の工夫をすること。
- ②感染が疑われる避難者の対応や、環境消毒を行う避難所運営スタッフは PPE（个人防护具）を着用する（事前に PPE 着脱訓練を行うこと）。感染が疑われる避難者が使用した食器やリネン、ゴミや医療廃棄物は、プラスチック袋に入れて口を閉じた形で回収し、他の廃棄物と判別できるように印をつける。

### 感染症を発症した場合の対応

- ①感染症を発症した避難者の対応について、軽症であっても原則、一般の避難所に滞在することは適当ではないことに留意する。②重症もしくは高齢者・基礎疾患を有する避難者は、原則、医療機関への入院となる。③医療機関の病床不足のため、軽症者が一時的に避難所に滞在する場合は、敷地内の別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用スペース、専用トイレを確保する。

